

分割申請の考え方

2020年11月12日
日本原燃株式会社
再処理事業部

設工認分割申請について

1. はじめに

再処理施設は設備機器等が膨大にあることを踏まえ、新規制基準に係る設工認申請は、再処理規則第二条第3項に基づき、分割して申請する計画である。

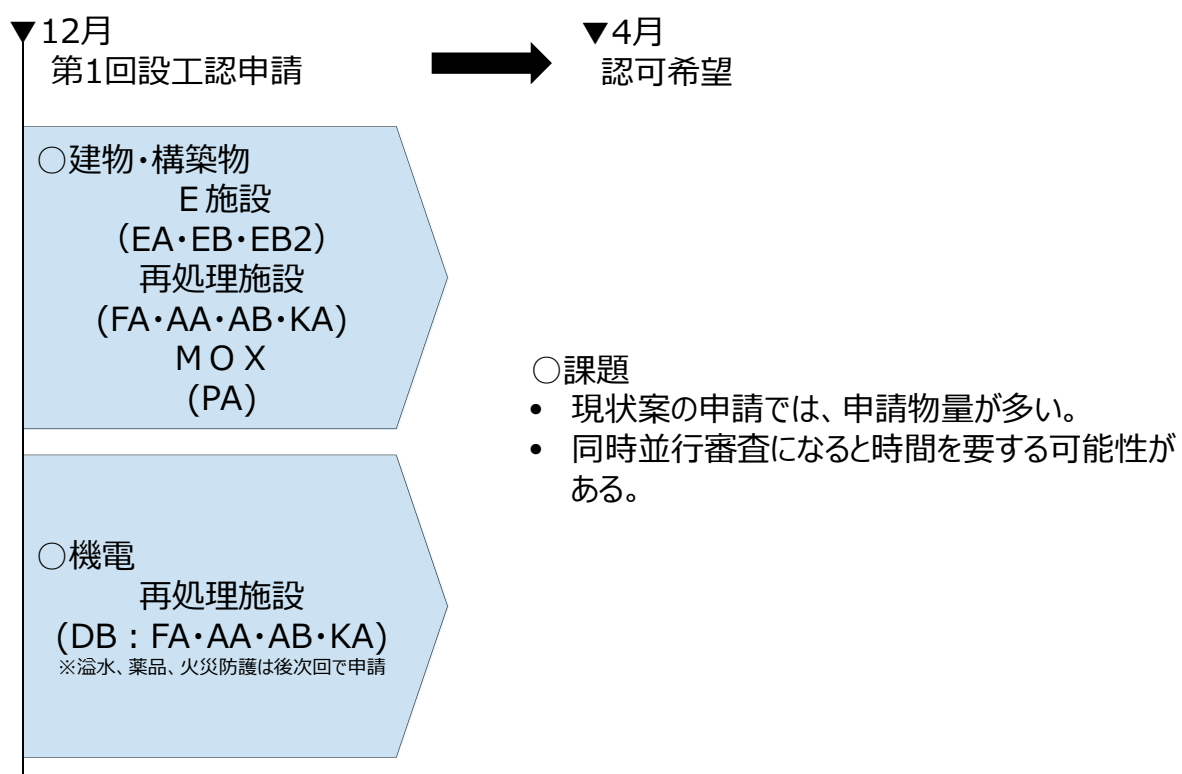
11月9日に分割申請の考え方について説明を実施したが、会合でのご指摘を踏まえ、申請計画の見直しを実施中。

2. 分割の考え方

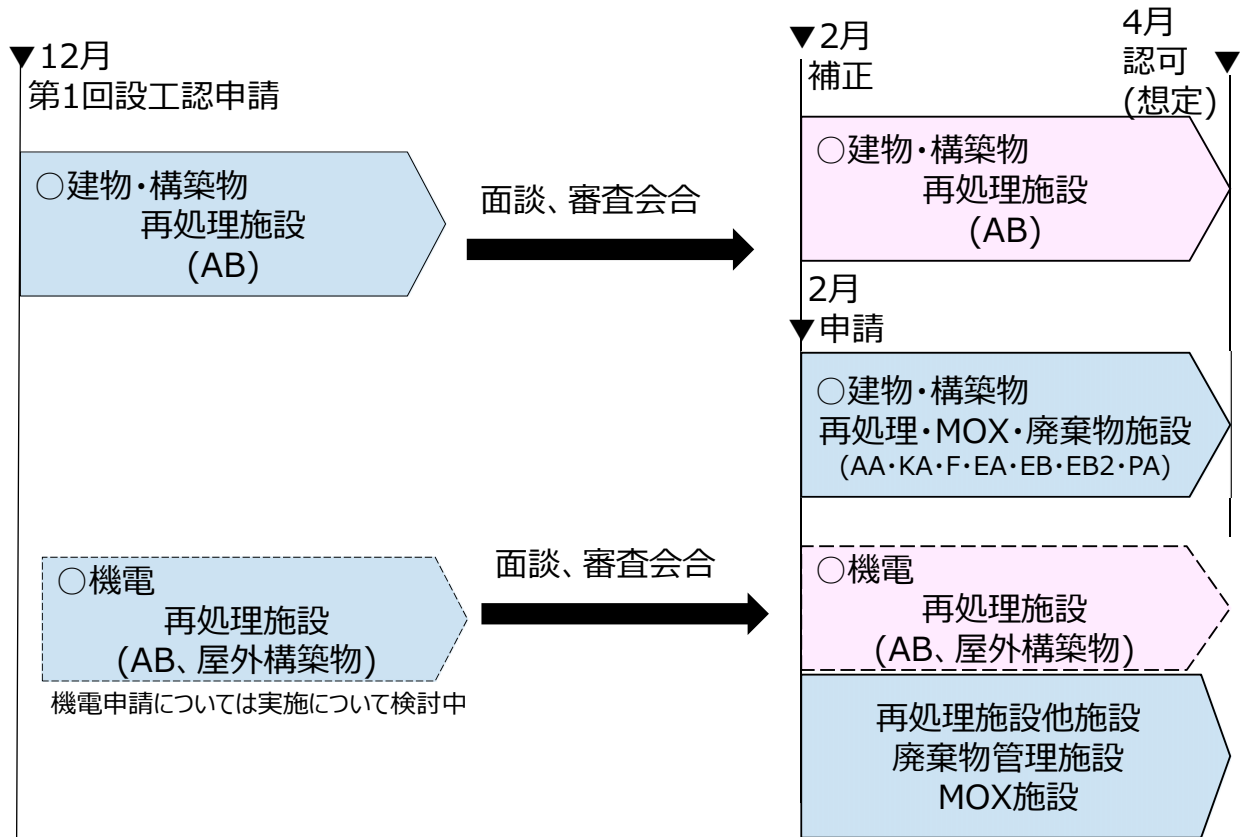
設工認の分割については、以下の考え方で分割する。

- 建物・構築物は、設備機器等の間接支持機能を有することから、建物・構築物の内部に設置する設備機器等の申請と同時またはその前に申請する。
- 建物・構築物については、分離建屋（AB）を代表とし、先行で申請する。
（資料1-3：建物・構築物設工認申請に伴う代表説明建屋の選定及び第1回申請対象について）
分離建屋にて建物の審査を先行し、修正箇所については再処理施設を含む他事業にも展開し、MOX燃料加工施設、廃棄物管理施設の建物の申請を行う。
- 新規制基準における追加要求事項（重大事故、外部衝撃、火災、溢水、薬品漏えい等）に係る設備は、設備の類型化と、申請・審査の効率を考慮した上で、以下のとおり分割申請計画の見直しを実施している。

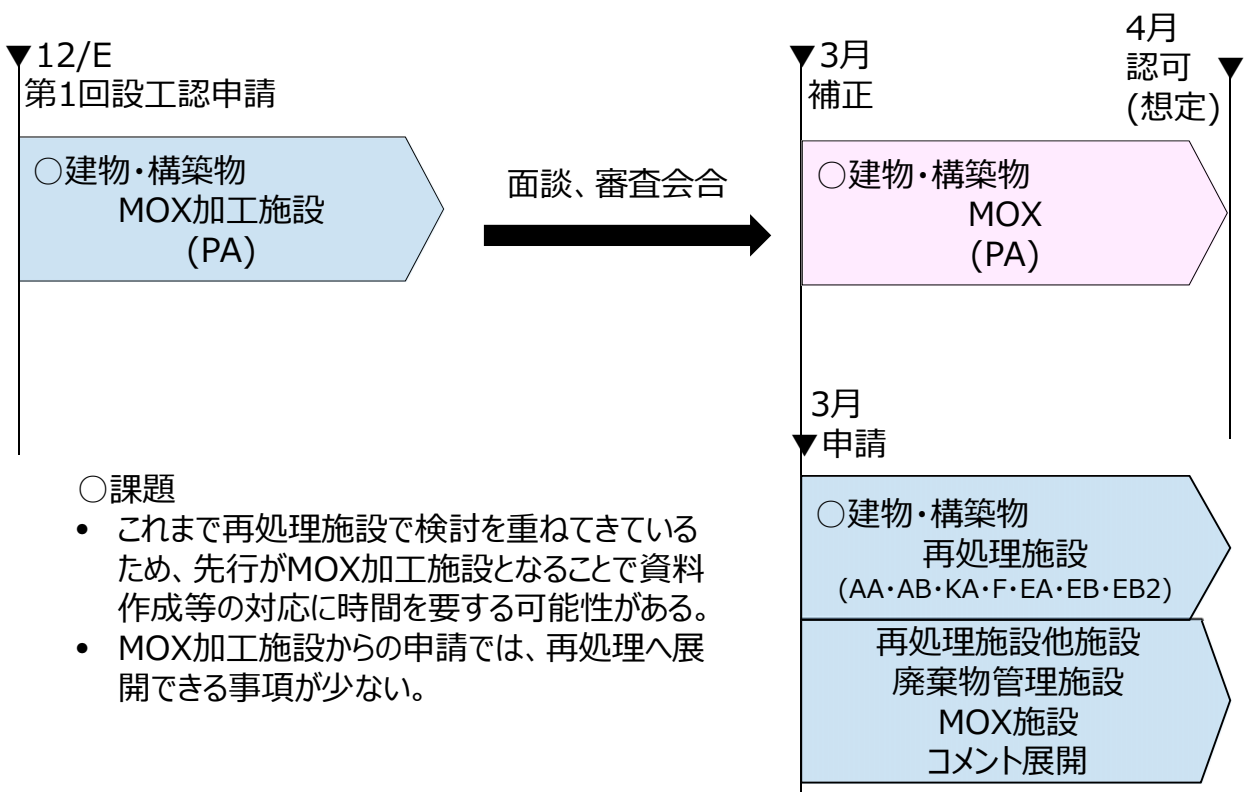
設工認申請順序 現状案



設工認申請イメージ 再処理先行案



設工認申請イメージ MOX先行案



分割申請における基本設計方針等の構成について

1. 考え方

設工認の手続きのうち、全申請対象設備を一括で申請する場合、関連する施設の基本設計方針についても一式申請されるが、分割申請では、全申請対象設備の中から申請対象設備を選定し個別に申請することから、基本設計方針に記載するプラントの系統設計が分割回次を重ねる毎に段階的に組みあがり、最終申請においてプラント全体の基本設計が仕上がることになる。

基本設計方針は、プラントの系統設計、構造設計等の設計方針を定めたものであり、分割申請した場合でも、後段の申請設備の設計方針がある程度定まっていることにより、先行する分割申請の基本設計が決定できるものと考えられる。これを踏まえ基本設計方針等を以下のように構成する。

- ① 分割申請の申請対象設備について、申請範囲目次にて分割毎の「申請対象設備」を明確にする。
- ② 施設共通となる基本設計方針は、第1回申請にて一式を記載する。個別項目に関する基本設計方針は、申請対象設備に対応した申請回次で該当項目を一式記載する。
- ③ 基本設計方針を一式記載するが、一式記載した場合に後段申請の対象設備を含んだ記載となることから、当該分割回次における申請部分に対する基本設計方針であることが識別できるよう「(申請範囲に係る部分に限る。)」の記載を基本設計方針の文頭に記載する。
- ④ 基本設計方針は、第1回認可後に申請範囲内の記載を変更する場合は変更認可申請の手続きが生じ、既に着手したものや使用前検査への影響が生じることになるため、後段の申請範囲を踏まえた基本設計方針の策定が必要となる。よって、後段申請の対象設備が確認できるよう、添付資料「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」において後段申請における申請対象設備を記載する。また、申請に係る基本設計方針、準拠基準及び規格を記載し、その中で当該申請対象の記載事項を下線____により示し、当該申請に係る部分を明確化したものを添付書類にて示す構成とする。

<添付資料>

添付-1 本文基本設計方針 記載イメージ

添付-2 添付書類の申請対象記載事項の下線表記イメージ

以 上

別添 I - 1 基本設計方針

(申請範囲に係る部分に限る。)

本文においては、該当する方針を一式記載するが、申請範囲に係る部分に限る旨を明記

変更前	変更後
<p>3. 自然現象</p> <p>3.1 地震による損傷の防止</p> <p>3.1.1 耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができる設計とし、具体的には、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。</p> <p>(2) Sクラスの安全機能を有する施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。また、Sクラスの安全機能を有する施設は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。</p> <p>(3) Bクラス及びCクラスの安全機能を有する施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、Bクラスの安全機能を有する施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。</p>	<p>3. 自然現象</p> <p>3.1 地震による損傷の防止</p> <p>3.1.1 耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができる設計とし、具体的には、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）対処施設は、施設の各設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備のうち常設のもの（以下「常設重大事故等対処設備」という。）に耐震設計上の区分を分類し、耐震設計上の分類に応じて適用する地震力に十分耐えることができるように設計する。</p> <p>(2) Sクラスの安全機能を有する施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。また、Sクラスの安全機能を有する施設は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。</p> <p>(3) Bクラス及びCクラスの安全機能を有する施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、Bクラスの安全機能を有する施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。</p> <p>(4) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能がそこなわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(5) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができるように設計する。</p> <p>また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>3. 自然現象</p> <p>3.1 地震による損傷の防止</p> <p>3.1.1 耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができる設計とし、具体的には、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。</p> <p>(2) Sクラスの安全機能を有する施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。また、Sクラスの安全機能を有する施設は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。</p> <p>(3) Bクラス及びCクラスの安全機能を有する施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、Bクラスの安全機能を有する施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。</p>	<p>3. 自然現象</p> <p>3.1 地震による損傷の防止</p> <p>3.1.1 耐震設計の基本方針</p> <p>(1) <u>安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができる設計とし、具体的には、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。</u> <u>重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）対処施設は、施設の各設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備のうち常設のもの（以下「常設重大事故等対処設備」という。）に耐震設計上の区分を分類し、耐震設計上の分類に応じて適用する地震力に十分耐えることができるように設計する。</u></p> <p>(2) <u>Sクラスの安全機能を有する施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。また、Sクラスの安全機能を有する施設は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。</u></p> <p>(3) <u>Bクラス及びCクラスの安全機能を有する施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、Bクラスの安全機能を有する施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。</u></p> <p>(4) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能がそこなわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(5) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができるように設計する。 また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>当該申請範囲を 下線にて表記</p>

建物・構築物 設工認申請に伴う代表説明建屋の選定 及び第1回申請対象について



日本原燃株式会社

2020年11月12日

無断複製・転載禁止 日本原燃株式会社

設工認における代表説明建屋の検討方針



- 再処理施設、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設の設工認については、**耐震安全上重要な建屋**（耐震Sクラス施設若しくは耐震重要重大事故等対処施設を構成する建屋、又はそれらが設置される建屋）**（22建屋）**について申請を行うが、建物の審査においては、以下の整理を行い、**代表説明建屋を選定した上で説明を実施**する。
- 第1回の設工認申請対象としては、上記で選定した建物について申請**する。
- 代表説明建屋については、**建物躯体としてSクラス部位を有する建屋の中から選定**する。

【STEP1】設工認において事業者として重点的に説明すべきと考える項目

： 当社サイトの特徴や先行する発電炉の審査状況等を踏まえ、当社として重点的に説明すべき項目を抽出する。



【STEP2】各説明項目における検討対象建屋の整理

： STEP1で整理した説明項目ごとに、検討対象建屋を整理する。



【STEP3】代表説明建屋の選定

： STEP1及びSTEP2を踏まえ、代表説明建屋を選定する。



【STEP4】耐震評価プロセスの網羅性確認

： STEP3で選定した代表説明建屋を以って、耐震評価プロセスの説明を網羅できるかを確認する。

END

選定対象建屋（建屋躯体としてSクラス部位を有する建屋）



- 耐震安全上重要な建屋（22建屋）のうち、**建物躯体としてSクラス部位を有する建屋**は、12建屋である。
- 代表説明建屋は、建物躯体としてSクラス部位を有する、下表の12建屋（緑ハッチング）の中から選定**する。

□：建物躯体として耐震Sクラス部位を有する建屋

事業	No.	建屋名	重点説明項目			建屋の耐震評価プロセス								重大事故	
			立地的・配置的特徴		観測記録の有無 (解析モデルの 妥当性検証用)	①地盤の 応答解析		②建屋の 地震応答解析		③建屋の耐震評価					④12Ss評価
			隣接建屋に よる影響	埋込み 効果		地盤モデル	SRモデル	地盤3次元 モデル	評価部位						
									セル等	Sクラス施設 貯蔵 区域	プール	Sクラス間接支持			
	1	前処理建屋	○	○	-	○	○	-	○	-	-	○	○	○	○
	2	分離建屋	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
	3	精製建屋	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
	4	ハル・エンドピース貯蔵建屋	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○	○	-
	5	制御建屋	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○
	6	主排気筒管理建屋	-	○	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○
	7	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	-	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
	8	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○
	9	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	-	○	-	○	○	-	○	-	-	○	○	○	-
再	10	非常用電源建屋	-	○	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-
	11	高レベル廃液ガラス固化建屋	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	12	第1ガラス固化体貯蔵建屋	-	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	13	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○
	14	使用済燃料輸送容器管理建屋 (使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫)	-	○	-	○	○	-	-	-	-	○※	○※	○	-
	15	使用済燃料輸送容器管理建屋 (トレーラエリア)	-	○	-	○	○	-	-	-	-	○※	○※	○	-
	16	緊急時対策建屋	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	17	第1保管庫・貯水所	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	18	第2保管庫・貯水所	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	19	ガラス固化体受入れ建屋	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○※	○※	○	-
廃	20	ガラス固化体貯蔵建屋	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
	21	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-
MOX	22	燃料加工建屋	-	○	-	○	○	-	○	-	-	○	○	○	○

※：当該建屋はSクラス施設の間接支持構造物ではないが、輸送容器に波及的破壊を与えない観点から評価を実施する。

選定対象建屋（建屋躯体としてSクラス部位を有する建屋）



- 代表説明建屋は、建物躯体として耐震Sクラス部位を有する建屋のうち、当社事業の中心である**再処理施設の9建屋から選定**することとする。

事業	建屋名	Sクラス部位
建物躯体としてSクラス部位を有する建屋 (再処理施設)	前処理建屋	セル(Sクラス)
	分離建屋	セル(Sクラス)
	精製建屋	セル(Sクラス)
	ハル・エンドピース貯蔵建屋	貯蔵ピット(Sクラス)
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	セル(Sクラス)
	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	貯蔵室(Sクラス)
	高レベル廃液ガラス固化建屋	セル(Sクラス)
	第1ガラス固化体貯蔵建屋	貯蔵区域(Sクラス)、検査室(Sクラス)
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	使用済燃料貯蔵プール(Sクラス)
建物躯体としてSクラス部位を有する建屋 (MOX燃料加工施設)	燃料加工建屋	工程室(Sクラス)
建物躯体としてSクラス部位を有する建屋 (廃棄物管理施設)	ガラス固化体貯蔵建屋	貯蔵区域(Sクラス)、検査室(Sクラス)
	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	貯蔵区域(Sクラス)

【STEP 1】設工認において事業者として重点的に説明すべきと考える項目



- 設工認の建屋耐震評価に係る説明を実施する上で、
当社として重点的にご説明すべきと考える説明項目（重点説明項目）を抽出する。
- 当社各建屋の建屋耐震評価のうち、入力地震動の算定及び耐震評価（応力解析）については、モデル化の考え方及び評価手法が既認可及び先行する発電炉の審査実績と同等のものであると考えることから、
地震応答解析に係る内容について重点的に説明すべきと考えた。
- 重点説明項目については、地震応答解析の結果に影響を与える**①建物の立地・配置的特徴**、及び先行する発電炉の審査動向を踏まえ**②解析モデルの妥当性検証**の観点で抽出した。
⇒次頁以降、それぞれの説明項目における代表建屋を選定した経緯及び結果を示す。

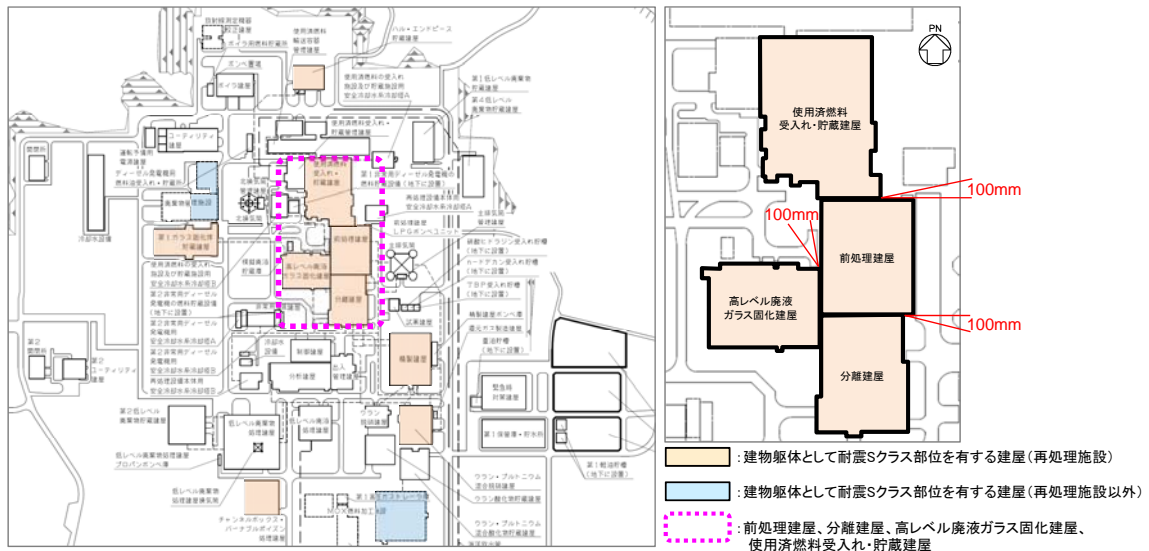
説明項目の抽出結果

観点	抽出された説明項目	
①建物の立地的・配置的特徴 を踏まえた評価	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 隣接建屋の影響 ➢ 埋込み効果 	▶ P5にて説明
②解析モデルの妥当性検証	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3次元応答性状の確認 (観測記録を用いた検証) 	▶ P6にて説明

【STEP 2】各説明項目における検討対象建屋の整理 隣接建屋の影響及び埋込み効果



- 当社サイトは、**耐震安全上重要な建屋の一部が地盤に埋め込まれた上で、密集・近接した配置**となっていることから、**隣接建屋及び埋込み効果の影響を確認**する。
- 建物の立地的・配置的特徴を踏まえると、下図に示す**再処理施設の「前処理建屋」、「分離建屋」、「高レベル廃液ガラス固化建屋」、「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋」の建屋群**が、特に密集・近接した配置となっている。
- 建物・構築物の地震応答解析は、埋め込みを考慮した建屋ごとに独立したモデルを用いた評価を実施しており、隣接建屋による影響は考慮していないことから、この建屋群については、隣接建屋による地震応答解析結果への影響を確認する。



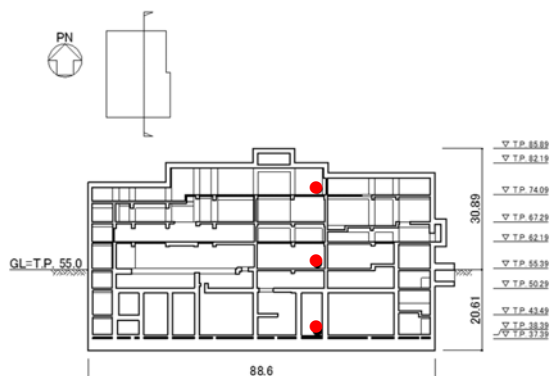
【STEP 2】各説明項目における検討対象建屋の整理 解析モデルの妥当性検証



- 建屋の地震応答解析モデルについては、**3次元FEMモデルを用いた地震観測記録に基づくシミュレーション解析との比較**を行うことで、**解析モデルの妥当性検証**を行う。
- 再処理施設のうち、建屋内の複数フロアに地震計を設置している建屋を下表に示す。
解析モデルの妥当性検証は、地震計を設置しており、**地震観測記録が得られている建屋を対象**に行う。

複数フロアに地震計を設置している建屋

建屋	設置位置
分離建屋	地下3階（基礎）
	地上1階
	地上4階
精製建屋	地下3階（基礎）
	地上1階
	地上4階
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	地下3階（基礎）
	地上1階
	屋上階



●：地震計
（観測成分は、NS成分、EW成分及びUD成分の3成分）

地震計配置図（分離建屋の例）

【STEP 3】代表説明建屋の選定



- 建屋の構造上の特徴及び重点説明項目を踏まえると、『**分離建屋**』及び『**使用済燃料受入れ・貯蔵建屋**』が、**重点説明項目を網羅**できる。

建屋名	重点説明項目			代表説明建屋としての 選定理由
	①建物の立地・配置的特徴		解析モデルの妥当性検証	
	隣接建屋の影響	埋込み効果	3次元応答性状の確認	
前処理建屋	○	○	-	
分離建屋	○	○	○	重点説明項目を網羅
精製建屋	-	○	○	
ハル・エンドピース貯蔵建屋	-	○	-	
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	-	○	-	
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	-	○	-	
高レベル廃液ガラス固化建屋	○	○	-	
第1ガラス固化体貯蔵建屋	-	○	-	
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	○	○	○	重点説明項目を網羅
凡例	○：影響あり -：影響なし	○：考慮あり -：考慮なし	○：地震観測記録あり -：地震観測記録なし	

【STEP 4】耐震評価プロセスの網羅性確認



- 建屋の耐震評価プロセスとしては、『①地盤の応答解析』、『②建屋の地震応答解析』、『③建屋の耐震評価』、『④1.2Ss評価』があり、建屋ごとに評価の有無が異なることから、評価プロセスの網羅性の観点でも整理を行った。
- 下表のとおり、評価プロセスのうち、『②建屋の地震応答解析』において地盤3次元FEMモデルを用いた評価を実施している建屋かつ『④1.2Ss評価』の対象となっている建屋が、最も建屋の耐震評価プロセスを網羅的に説明可能である。
- 以上を踏まえると、『**分離建屋**』を代表説明対象とすることで、**重点説明項目及び建屋の耐震評価プロセスを共に網羅した説明が可能**である。

○:各プロセスにおける評価対象

建屋名	重点説明項目			建屋の耐震評価プロセス										重大事故	
	立地的・配置的特徴		観測記録の有無 (解析モデルの 妥当性検証用)	①地盤の 応答解析			②建屋の 地震応答解析			③建屋の耐震評価					④1.2Ss評価
	隣接建屋に よる影響	埋込み 効果		設計基準			評価部位								
			地盤モデル	SRモデル	地盤3次元 モデル	Sクラス施設		Sクラス間接支持							
							セル等	貯蔵区域	プール	耐震壁	基礎版				
前処理建屋	○	○	-	○	○	-	○	-	-	○	○	○			
分離建屋	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○			
精製建屋	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○			
ハル・エンドピース貯蔵建屋	-	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-			
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	-	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○			
チャンネルボックス・バーナブルポイズン 処理建屋	-	○	-	○	○	-	○	-	-	○	○	-			
高レベル廃液ガラス固化建屋	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○			
第1ガラス固化体貯蔵建屋	-	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○			
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○			

【STEP1～3】
【STEP4】

無断複製・転載禁止 日本原燃株式会社

8

まとめ



【STEP 1～3】

- 設工認申請対象建物について、**重点説明項目**の網羅性の観点で整理を行った。
 - 建物の立地・配置的特徴
 - 解析モデルの妥当性検証
 『分離建屋』もしくは『使用済燃料受入れ・貯蔵建屋』で網羅的説明可能

【STEP4】

- 設工認申請対象建物について、**耐震評価プロセス**の網羅性の観点で整理を行った。
 - 地盤の応答解析
 - 建屋の地震応答解析
 - Sクラス施設の建屋の耐震評価
 - Sクラス施設の間接支持構造物の耐震評価
 - 1.2Ss評価
 『分離建屋』で網羅的説明可能
- STEP 1～4の検討により、重点説明項目及び建屋の耐震評価プロセスを共に網羅できる**代表説明建屋として『分離建屋』**を選定した。
- 建屋の耐震評価については、**第1回申請としては、代表説明建屋である再処理施設の『分離建屋』について申請することとする。**
- 第1回申請対象に選定した『**分離建屋**』を代表とした説明によって、**重点説明項目**（立地的・配置的特徴及び解析モデルの妥当性検証）**及び建屋の耐震設計プロセス**（地盤の応答解析、建屋の地震応答解析、Sクラス施設の建屋の耐震評価、Sクラス施設の間接支持構造物の耐震評価及び1.2Ss評価）**について、再処理施設の分離建屋以外の建屋、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設の建屋における説明内容を網羅できることを確認した。**（p2表参照）